

ESG金融ハイレベル・パネル（第1回）

参考資料

平成31年2月28日（木）



未来のために、いま選ぼう。



ESG金融懇談会について

■2018年1月、環境大臣のイニシアティブの下、**金融の主要プレーヤーが一堂に会する場を設け、国民の資金（年金資産、預金）を「気候変動問題と経済・社会的課題との同時解決」、「新たな成長」へとつなげる未来に向けた強い意思を共有**いただくとともに、それぞれが**今後果たすべき役割について、闊達な議論**をいただいた。

委員等

<直接金融>

- ・稲垣 精二 第一生命保険株式会社 代表取締役社長
- ・岩崎 俊博 一般社団法人投資信託協会 会長
- ・大場 昭義 一般社団法人日本投資顧問業協会 会長
- ・鈴木 茂晴 日本証券業協会 会長
- ・濱口 大輔 企業年金連合会 運用執行理事 チーフ インベストメント オフィサー
- ・水野 弘道 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)理事兼最高投資責任者、
国連責任投資原則(PRI)ボードメンバー
- ・宮原 幸一郎 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長

<間接金融>

- ・黒本 淳之介 一般社団法人第二地方銀行協会 前会長、株式会社栃木銀行 取締役頭取
- ・佐久間 英利 一般社団法人全国地方銀行協会 前会長、株式会社千葉銀行 取締役頭取
- ・佐藤 浩二 一般社団法人全国信用金庫協会 会長、多摩信用金庫 会長
- ・成田 耕二 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
- ・藤原 弘治 一般社団法人全国銀行協会 会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
- ・牧野 光朗 飯田市長

<有識者>

- ・翁 百合 株式会社日本総合研究所 理事長
- ・北川 哲雄 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授
- ・末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI) 特別顧問
- ・多胡 秀人 一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事
- ・玉木 林太郎 公益財団法人国際金融情報センター 理事長(OECD前事務次長)
- ・水口 剛 高崎経済大学副学長、同大学経済学部 教授
- ・森 俊彦 特定非営利活動法人日本動産鑑定 会長

<オブザーバー>

金融庁、経済産業省、日本銀行

スケジュール

- 第1回～第3回：直接金融を中心に議論
- 第4回～第6回：間接金融を中心に議論

- 第1回 金融市場において持続可能性を巡る課題（ESG課題）を考慮することがなぜ重要なのか
- 第2回 企業との建設的な対話に向けて何が求められているのか
- 第3回 直接金融が環境・社会の持続可能性にインパクトを与えるためになすべきことは何か
- 第4回 ESGの視点から考える新たな地域金融モデルの方向性～基本的なコンセプトや課題の整理・確認等～
- 第5回 融資先企業との対話や事業性評価等の実効性向上に向けたESGのポテンシャル（持続可能なビジネスモデルに資する実践面の工夫・改善等）
- 第6回 SDGsの具現化、持続可能な社会の構築に向けて間接金融の果たす役割
- 第7回 提言（案）等について議論

計7回にわたる御議論のもと、2018年7月27日、
ESG金融懇談会による提言が取りまとめられ、公表。

ESG金融懇談会提言～ESG金融大国を目指して～ 概要①

脱炭素化に向けたイノベーションのはじまり

- 脱炭素社会への移行、SDGsを具現化した持続可能な経済社会づくりに向けて、ESG金融を主流化していく金融のリーダーシップが強く問われている。

ESG金融：環境（Environment）、社会（Social）、コーポレートガバナンス（Corporate Governance）に考慮した金融

- 世界は、化石燃料依存型社会・経済構造からの大転換、SDGsの具現化に向けて、大胆・戦略的に行動。脱炭素社会に向けた政府からの具体的で一貫性のある方針と明確なシグナルが欠かせない。気候変動関連情報は、カーボンプライシングや情報開示が進むことで、投融資判断に有効なプライスシグナルとして扱えるようになる。持続可能な社会・経済への転換・移行に向けたあらゆる資源の配分の戦略的なシフトが加速化され、「新たな成長」を生み出す。

国・地域の持続可能性を下支えするESG金融の早急な構築へ

- 21世紀の受託者責任の考え方（※）を世界は共有し始めている。こうした考え方がESG投資の拡大普及の根幹となる。
※投資実務において、ESGの問題など長期的に企業価値を牽引する要素を考慮しないことは、受託者責任に反するという考え方
- ESG金融は、間接金融においても取組の推進が不可欠。
- 地域循環共生圏の創出に向け、資金の流れを太くしていかなければならない。
- 我が国の金融業界は、長期的視点をもって経営トップ層自らがESG金融の意思を示すべき。

ESG金融大国の実現に向けて

- 金融・投資分野の各業界トップが行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」（仮称）を設置し、本提言に基づく取組状況を定期的にフォローアップしていくことを提言。
- 日本企業はESG分野で先んじて取り組んできた固有の強みを有する。地域を含めた間接金融の隅々まで視野に入れた取組は、世界に先駆けたものとなろう。
- G20に向け、21世紀金融行動原則、PRIといった内外の枠組みを活かし、官民連携して、我が国がESG金融大国となるための戦略を打ち出し、着実に実施していくことを提言。

直接金融市場におけるESG投資の加速化

(1) ESG情報をめぐる充実した対話に向けて

① TCFDを踏まえた情報開示の促進

TCFD (※) の提言を考慮した情報開示等の動きは、もはや避けては通れない。金融セクター・非金融セクターは、早急に行動すべき。

※金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース

- 企業による気候関連リスク・機会を財務的な把握・情報開示のあり方の提示、国際的フレームワークづくりへの積極的関与。
- TCFDを踏まえたシナリオ分析、情報開示の支援等。

② 環境情報開示を促すインフラ整備

- 世界の潮流を踏まえた環境情報の開示を促すための枠組みの整備、ESG対話プラットフォームといった情報のインフラ整備。
- コーポレートガバナンス・コードにおいて「非財務情報」にESG要素に関する情報が含まれることが明確化されている。

(2) 環境・社会の持続可能性にインパクトを与えるために

① ESG要素（特に“E”）を考慮した金融商品の拡大

ESGを考慮する動きを金融商品や不動産等のあらゆるアセットクラスに広げる取組を期待。

- グリーンボンド市場規模の拡大。
- 環境サステイナブル銘柄の選定・公表の仕組みの検討。
- 機関投資家によるESG投資を行う方針の明確化（条件が同一・類似であればESG関連銘柄へ投資するなど）。
- 個人長期投資家向けのESG/SDGsを意識した質の高い金融商品の提供。

② 機関投資家によるエンゲージメント等

- エンゲージメントや議決権行使の際は、各機関投資家の判断でESG要素を適切に考慮することを期待。

③ 資本市場関係主体による自己評価・開示

- 直接金融に関わる主体、特に機関投資家が、ESG投資の現状の取組状況等を自己評価し、自主的に開示することを期待。

間接金融によるESG融資の促進に向けて

(1)地域ESG金融を通じた地域の社会・経済課題との同時解決

①地域の核としての地域金融機関に求められる姿勢

- 顧客本位の持続可能なビジネスモデルの構築には顧客のESG課題や地域のSDGsの視点が必要。こうした認識を持ち、体制・人材を整え、事業性評価融資や本業支援に取り組むべき。

②ESG地域金融の実現に向けた取組

- ESG地域金融は、地域の持続可能性＝収益基盤の確保に資する。
- 地域金融機関による、地域のESG課題の掘り起こし、事業構築への関与・協力。

③地域循環共生圏の創出に向けEに着目した地域金融

- 地域低炭素投資促進ファンド等の促進は引き続き重要。

④中小企業のESG経営の重要性

- 地域の中小企業経営者によるESG経営取組の認識の醸成。

⑤地域金融エコシステムの再構築

- ソーシャルファイナンスの担い手の育成・多様化。

⑥地域の課題解決に向けた地方自治体との連携

- 自治体によるESG地域金融における役割の認識、行動の質の向上。

(2)ESG融資の一層の普及

- ESG融資は、融資先企業に対し非財務面での優れた点を見える化し事業機会拡大等のアップサイドにつなげるサポートとなる。
- ESG融資は重要な経営戦略の一つとして対応していく必要。

(3)グローバルな潮流を踏まえた脱炭素社会に向けた間接金融の対応

- 金融機関による自らの気候変動課題の取組に関する情報開示、透明性向上を期待。
- 気候変動課題の解決に資する事業への融資等についての定量的な把握とその規模・特性等を踏まえた開示も有効と考えられる。
- 透明性の向上が、直接金融との連携を可能とする。

ESG金融リテラシー・研究等

①ESG情報リテラシーの向上

- Eに関するアナリスト・スペシャリストの育成プログラムを構築。

②ESG地域金融を支える人材育成

③国民のESG金融リテラシー向上

④優れた社会的インパクトを与えたESG金融の表彰

⑤ESG金融に関する研究等

- 我が国で圧倒的ウェイトを占める間接金融におけるESG融資の普及とともに、直接金融において先行しているESG投資の更なる加速化が不可欠。
- これを踏まえ、欧米を中心に急速に進展するグリーンファイナンスの諸外国動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・ESG融資の普及のための取組を支援する。

（１）国際的なグリーンファイナンス関連情報収集分析事業

- グリーンボンドを含むグリーンファイナンスに係る国際的な政策動向、国際機関の動向、投資家・金融機関等の取組事例等の収集・分析
- グリーンボンド・ガイドラインの改定検討等の我が国における環境整備
- グリーンファイナンスプラットフォーム（仮称）の整備、国内外への情報発信

（２）国内におけるESG金融導入調査検討事業

- ① 地域ESG金融の取組事例収集・分析・普及支援
民間企業等によるグリーンファイナンス取組事例の調査分析
金融機関の事業性評価融資など国内の地域ESG金融に係るモデル的な取組事例調査、分析、取組支援
- ② 地域ESG金融の我が国における普及に向けた課題抽出、解決策の検討

（３）ESG金融表彰制度・ESG金融ハイレベル・パネル運営事業

- ① ESG金融表彰制度
ESG金融やグリーンプロジェクトに積極的に取組、環境・社会に優れたインパクトを与えた者の評価・表彰、情報発信
- ② ESG金融ハイレベル・パネル運営
ESG金融に関する意識と取組を高め行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」を設置し、取組のフォローアップを実施。

（４）グリーンイノベーション動向等調査事業

グリーンファイナンスの重点投下対象となり得るイノベーションとそのファイナンスの状況等の動向調査、2019G20サミット及び環境・エネルギー大臣会合を受けたイノベーションとファイナンスに係る国内政策展開・各国連携策の検討。

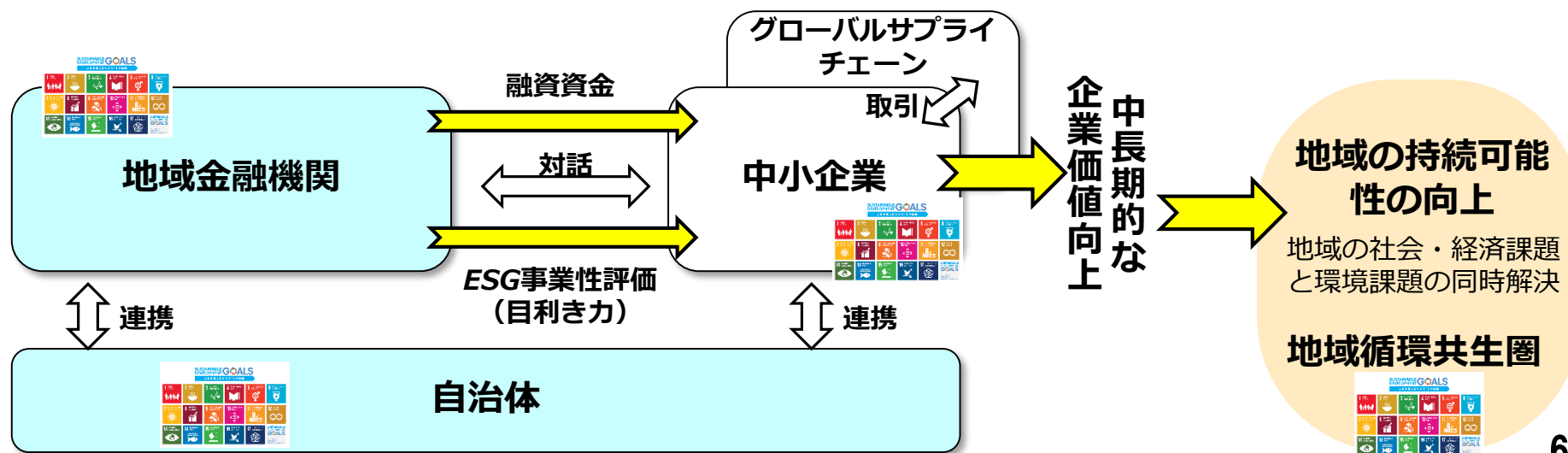
- ✓ グリーンファイナンスの活性化によるグリーンプロジェクトに対する民間資金の導入拡大。
- ✓ 国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス主導への転換により、地球規模の気候変動対策推進に貢献。

ESG金融懇談会提言（抜粋）

- ◆ 地域における持続可能な社会・経済づくりを更に拡大するため、地域金融機関には、地域の特性に応じたESG要素に考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援（ESG地域金融）が期待される。
- ◆ 地域金融機関は、地方自治体等と連携しながら、ビジネスにつながる可能性をもった地域のESG課題を積極的に掘り起こし、ファイナンスに関する豊富なノウハウを活かして、その新たな事業構築に関与・協力していくことが求められる。
- ◆ ESG地域金融は、地域の持続可能性を高めると同時に、地域金融の収益基盤の確保に資する。

事業イメージ

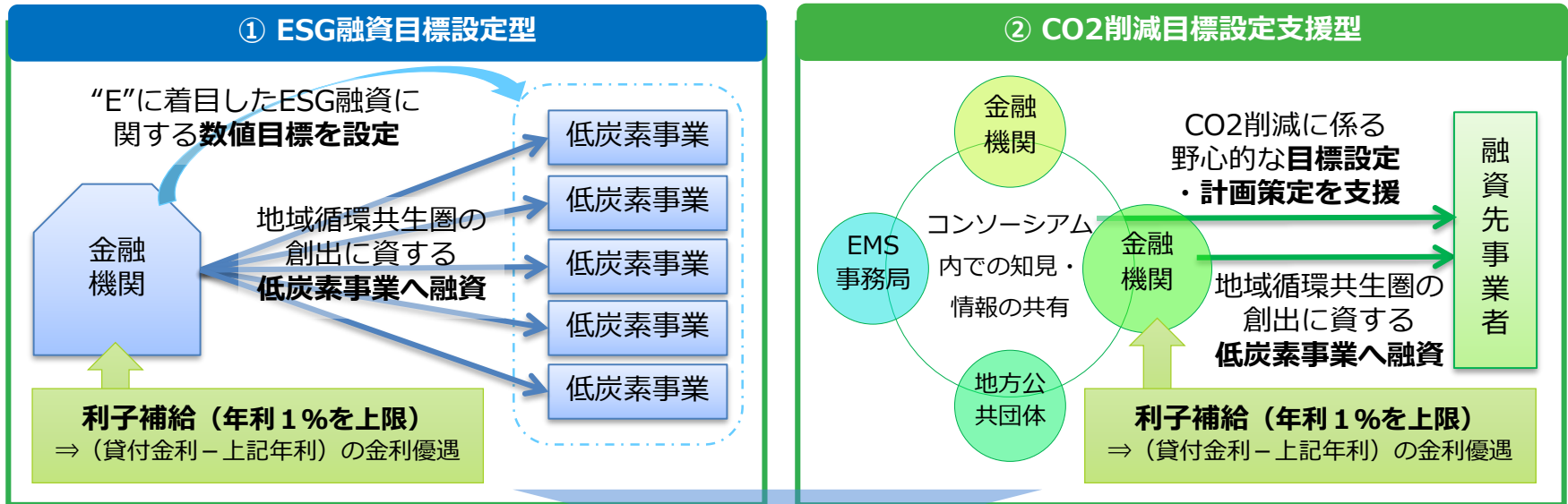
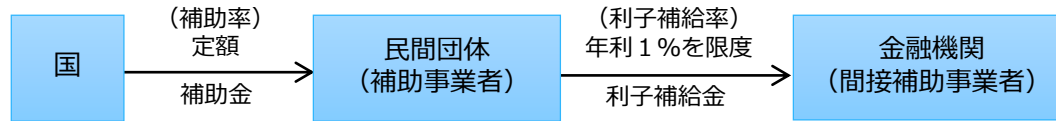
- STEP 1 有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、グリーンプロジェクト等の将来性・利益性の掘り起こしを実施
- STEP 2 地域金融機関に対し、地域特性に応じたグリーンプロジェクト等に対するESG要素を考慮した事業性評価融資審査モデル等の策定の一部支援
- STEP 3 市場調査結果・融資モデルの横展開



ESG金融懇談会提言 (抜粋)

- ◆ 地域金融機関が取り組む環境配慮型の融資等について、形骸化したものとならないように適切に後押しする上で、**利子補給制度**といった施策は、**融資先の企業のESG経営や環境・社会事業の取組を促進する観点と、地域金融機関のESG融資を促進する観点の両面から有効。**
- 資金の出し手である金融機関がESG金融に取り組むことは、融資を受けようとする企業の行動変容につながり、脱炭素で持続可能な「地域循環共生圏」の創出に向けた強力なドライバーとなる。
- 金融機関の融資行動にアプローチすることにより、“E”に着目したインパクトのある融資を拡げる。

事業イメージ



“E”に着目したインパクトのある地域ESG融資の促進

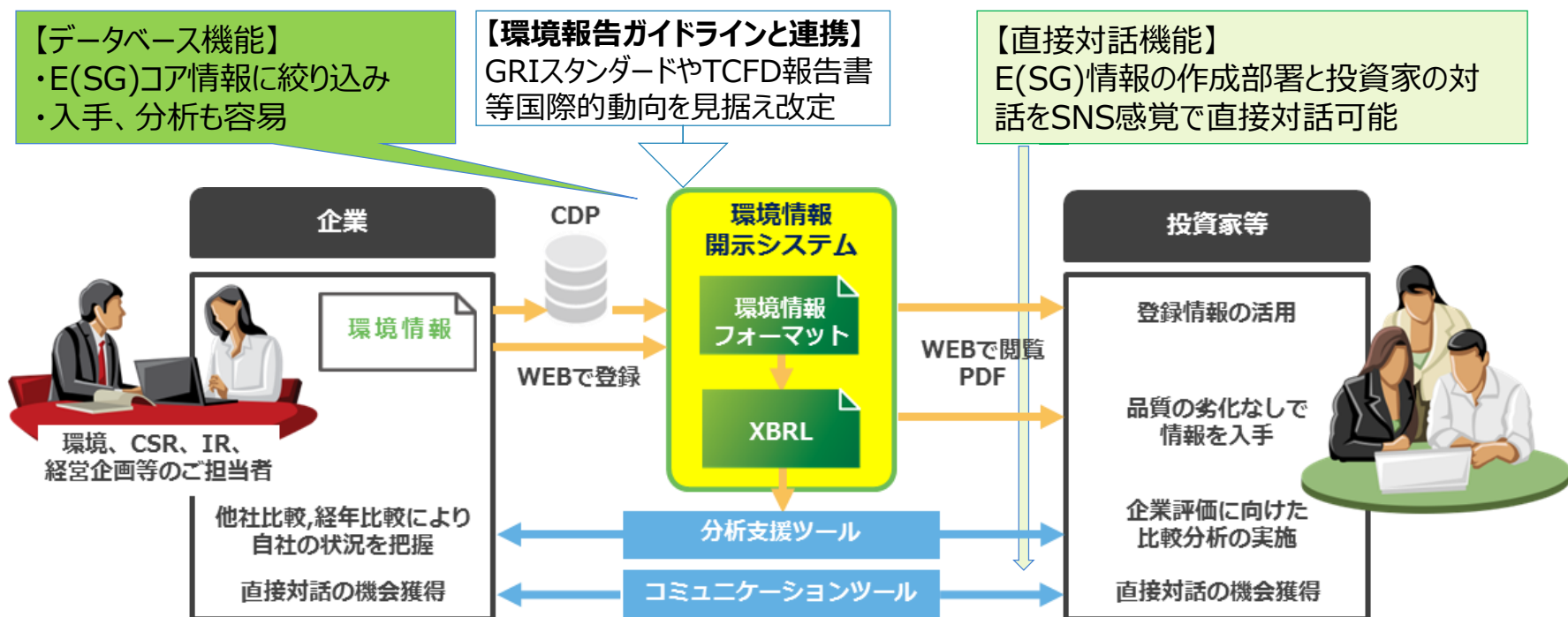
民間資金による地球温暖化対策の促進、地域循環共生圏の創出

環境省施策「環境情報開示基盤整備事業」

- ▶ データベース機能と直接対話機能を一体化した世界初のシステム*。企業・投資家間の活用だけでなく、企業間、企業内、国内外の投資家との対話など、様々な関係者間のESG情報の共有・分析・対話へと波及。
- ▶ 本事業には750（平成29年度末時点）の企業・投資家等が参加。ESG情報の公表と対話の取組を環境省が支援し、適正な実務への収れんを図っているところ。
- ▶ 実証運用期間を経て、2021年度までに本格運用を目指す。

* 地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）では、日本政府としてICTを利用した情報開示の基盤整備や、ESG投資を金融面から促進するための取組を進めると記載。また、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）では、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を行うと記載。

【環境情報開示システムの概要】



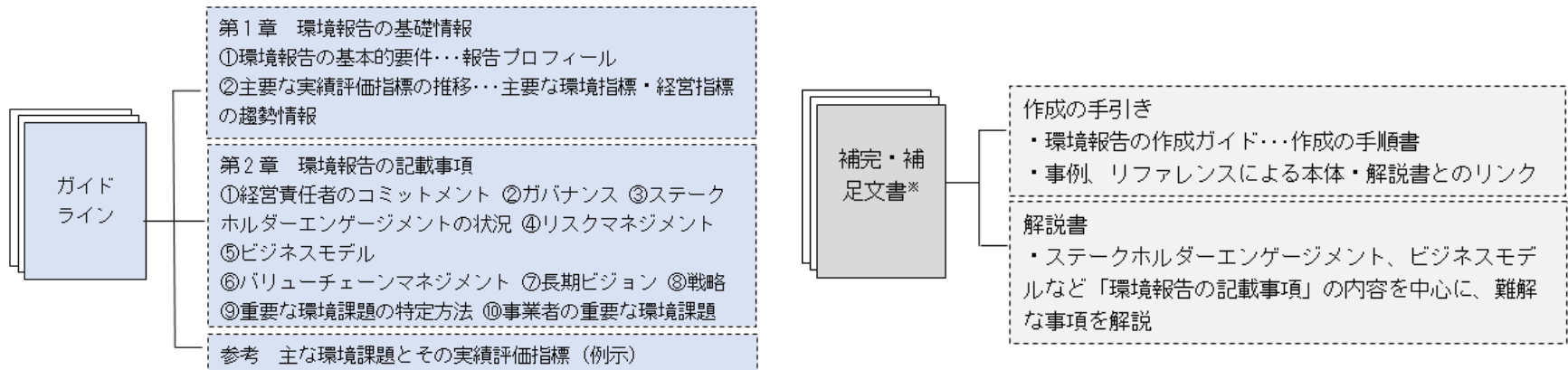
環境報告ガイドライン2018年版

【改定のポイント】

- ・ 国際的な規制・実務動向と統合的な環境報告の枠組とする。
- ・ 中規模以下の事業者も利用しやすいコンパクトな構成とし、報告書を作成する際の手順等や難解な記載事項等の解説、例示等をまとめた解説書等を作成。
- ・ 従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性や経営の方向性を示す、将来志向的な非財務情報を報告事項とする。
- ・ 事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境に与える重要な影響」を自ら判断し、対応すべき事業者の重要な環境課題について報告を求める。
- ・ 環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという、環境会計（「環境会計ガイドライン2005年版」）の考え方を取り込む。

【ガイドラインの構成】

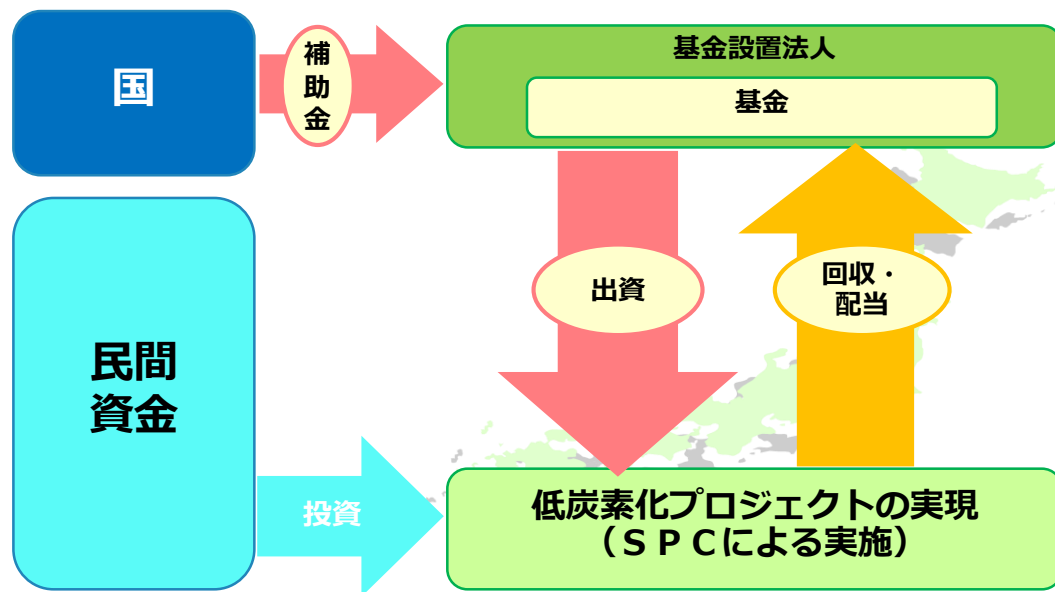
コンパクトなガイドラインを補完・補足する文書で、環境報告の実務を助ける。



地域低炭素投資促進ファンド事業（グリーンファンド）

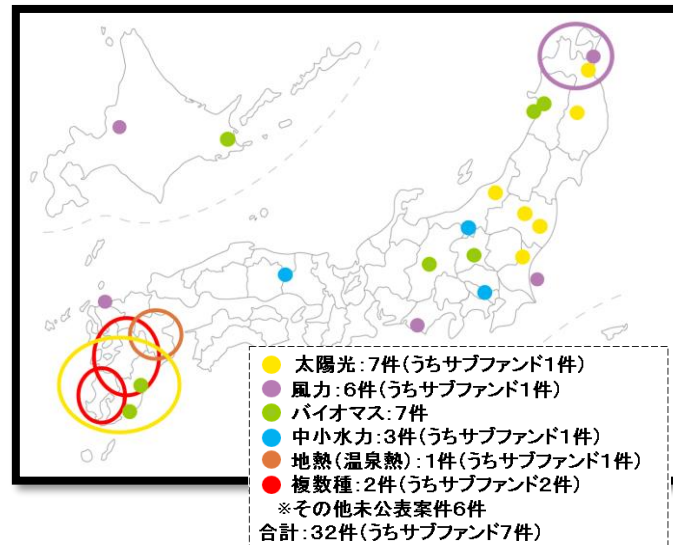
平成31年度予算（案）
4,600百万円（4,800百万円）

- 一定の採算性・収益性が見込まれる地域における再生可能エネルギー事業等を、「出資」により支援するファンド事業。
※固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。
- 再生可能エネルギー事業は、発電施設稼働後は安定的な収益を得られるが、稼働までのリードタイムが比較的長く、稼働までの資金の工面が問題。
- 今後、地域における再生可能エネルギー事業を拡大していくためには、地域の中
小・中堅の事業者にもその担い手となっていただくことが重要だが、これらの事
業者は 資金の調達で苦慮することが多く、そのサポートは不可欠。
- これらの事業者の資本力を出資により改善し、これによって、事業者が地域金融
機関等からの融資を得られるようになることを期待。

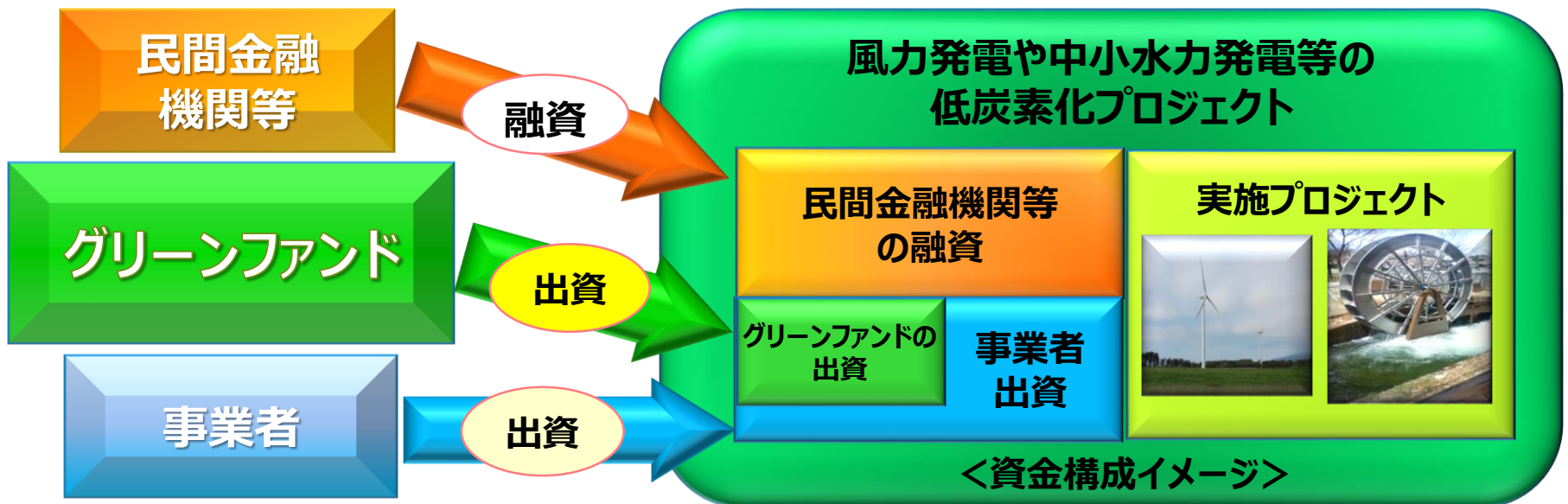


【これまでの出資決定案件】

※平成30年9月末時点。公表ベース。



グリーンファンドを活用するメリット



※グリーンファンドの出資は総出資額の2分の1未満

事業者のメリット

- 再生可能エネルギー事業等へ、グリーンファンドがリスクマネーを出資します。

▼

グリーンファンドの出資が民間資金の「呼び水」となり、金融機関からの融資をはじめとする、民間の投融資が受けやすくなります。

- 再生可能エネルギー事業等に意欲のある事業者を応援します。

▼

再生可能エネルギー事業等の検討段階から、多様で豊富な経験を持つスタッフが相談に応じます。

金融機関のメリット

- グリーンファンドの出資により、再生可能エネルギー事業等の信用力が向上することで、融資が行いやすくなります。

- 一定の条件の下に、グリーンファンドのネットワークを活用した外部の専門家による事業性調査委託結果を共有できます。

▼

再生可能エネルギー事業等に関する「知見」が向上します。

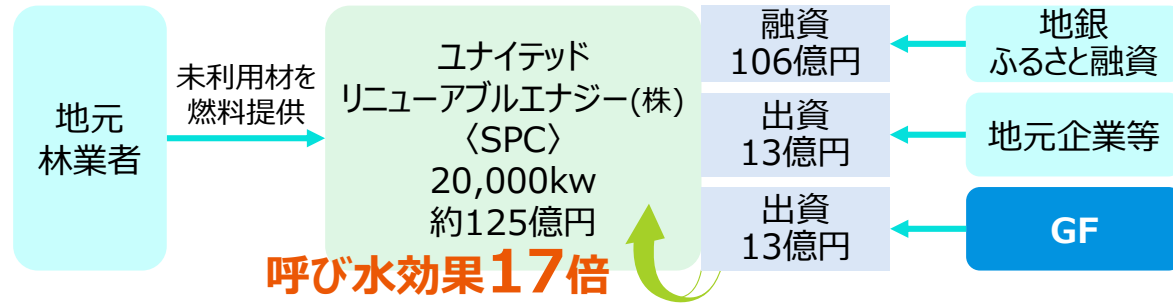
+

グリーンファンドの主な出資事例

地域経済の活性化 ▶ 地元の林業者と連携し、適切な森林管理、地元林業の活性化、雇用創出に貢献

秋田県木質バイオマス発電事業

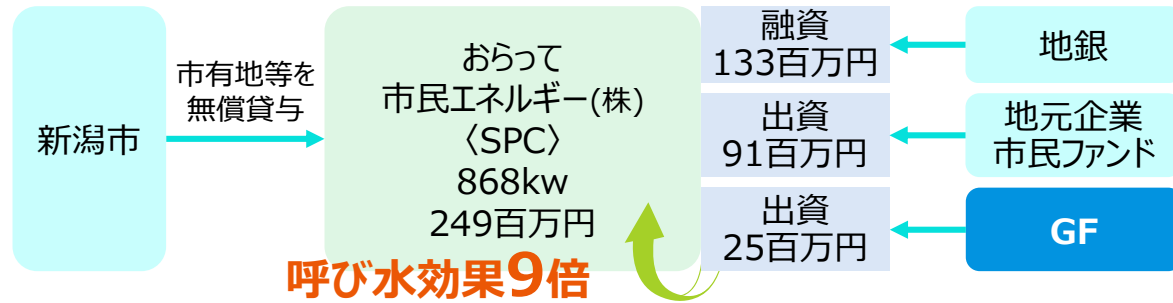
CO2削減年間
約7.8万t



防災力の強化 ▶ 災害による停電時に、新潟市の施設に対して無償で電力を供給

新潟県太陽光発電事業

CO2削減年間
約502t



自治体との連携 ▶ 石狩市と連携・協力し、収益の一部を地域の環境保全に活用

北海道陸上風力発電事業

CO2削減年間
約3,854t



日本のグリーンボンドの市場拡大に向けた取組について

1

グリーンボンドガイドラインの策定

2

**グリーンボンド発行モデル事例の創出
(2017~)**

3

**グリーンボンドの発行に要する追加的コスト
の補助制度の開始 (2018~)**

4

**グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備
(2018~)**

1. グリーンボンドガイドラインの策定

◆ 我が国のグリーンボンドの発行・投資を促進するため、2017年3月に策定。

1

「グリーン性に関する信頼性の確保」と「発行体のコスト・事務的負担の軽減」の両立

- ✓ 発行体による十分な情報開示が重要
- ✓ グリーンプロジェクトは、ネガティブな効果が環境改善効果と比べ過大とならないものである必要
- ✓ 開示情報をもとに市場で対話がなされることで、多様性を確保しつつグリーンウォッシュ債券を防止

2

「グリーンボンド原則」との整合性へ配慮して策定

- ✓ ガイドラインで「べきである」とする事項全てに対応した債券は、GBPと整合

3

「実務担当者」向け

- ✓ 具体的に対応を検討する際に参考としようよう、具体例を多く示した作り

2. グリーンボンド発行モデル創出事業（H29年度～）

事業目的

- モデル性を有するグリーンボンドの発行スキームについて「グリーンボンドガイドライン2017年版」への準拠性の確認を環境省が行うことで、グリーンボンド発行事例を創出し、モデル事例に係る情報を発信することで、国内におけるグリーンボンドの発行・投資の普及を図る。
- 2019年度も継続。

事業概要

(1) モデル発行事例公募

- 通年で公募を実施。

2019年度は3月上旬から公募開始

(2) モデル発行事例選定

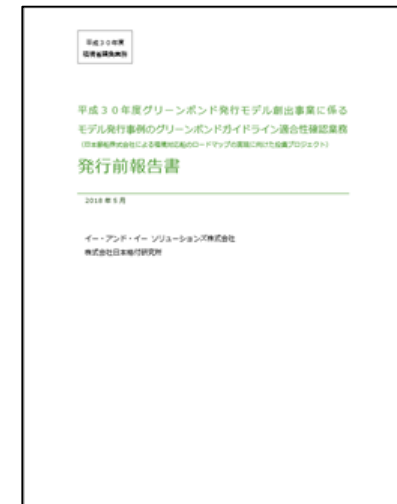
- 有識者等で構成される審査委員会にて、応募事例のモデル性を検証。

(3) ガイドライン適合性確認

- 環境省及び環境省の請負事業者が、ガイドラインへの適合性を確認。
(平成30年度は、イー・アンド・イーソリューションズが
日本格付研究所との協力体制の下実施)

(4) 情報発信

- 応募フレームワークを用いるグリーンボンドの発行内容の確定時点で、適合性確認に係る報告書を発行。



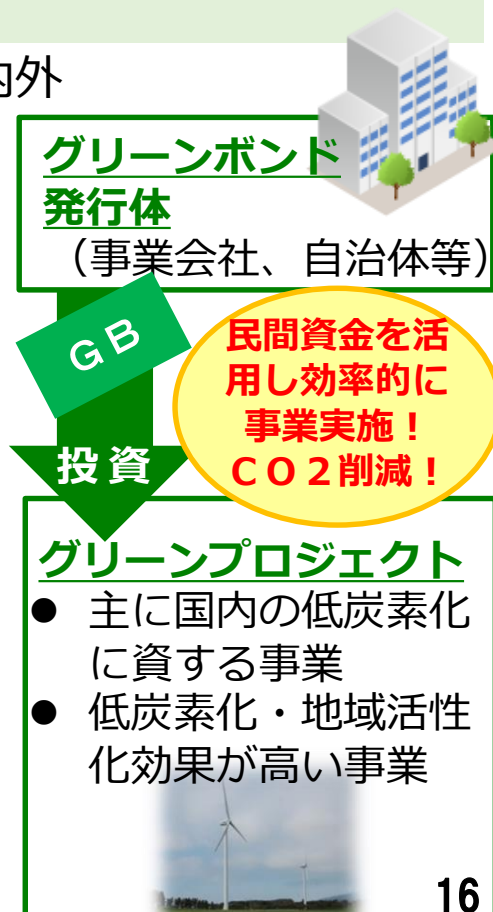
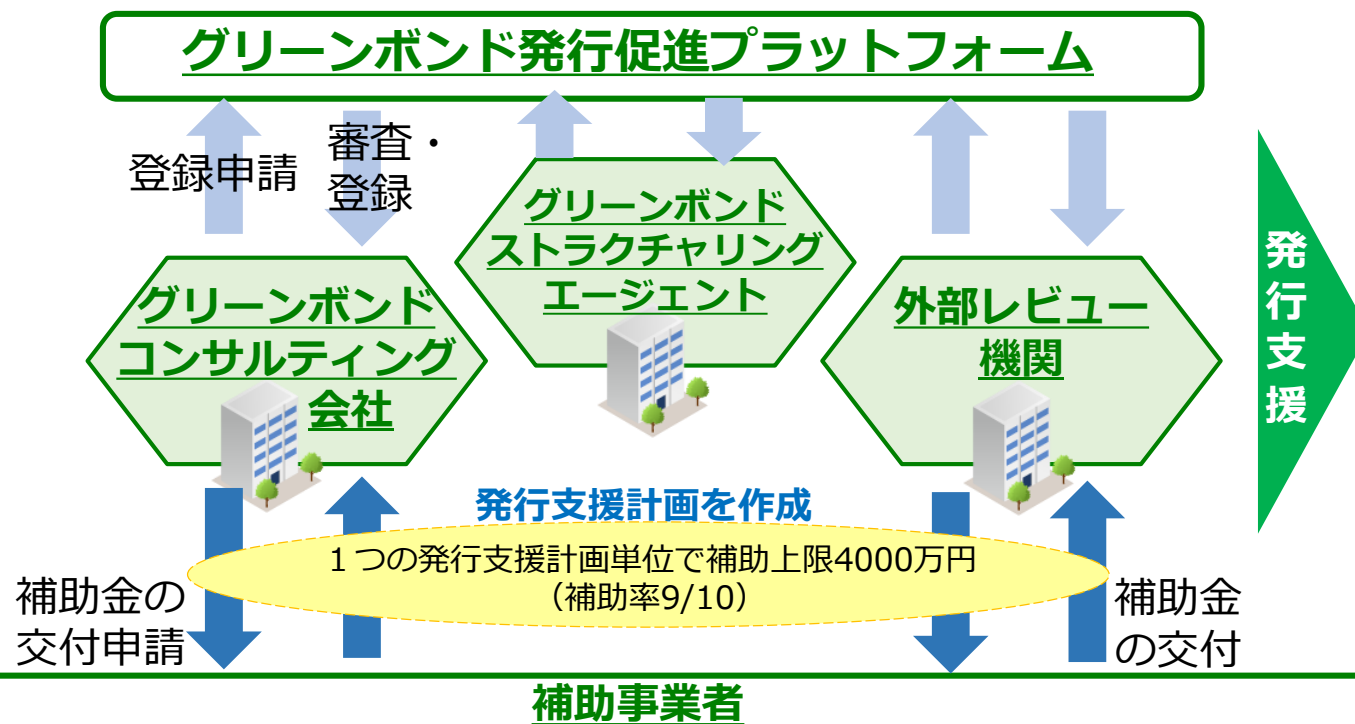
3. グリーンボンド発行促進のための新たな支援制度 (グリーンボンド発行促進体制整備支援事業) H30.4~

1 GB発行に要する追加コストを補助制度により支援

- ✓ GBを発行しようとする企業・自治体等に発行支援（外部レビュー付与、GBフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助

2 GB発行促進プラットフォームの整備

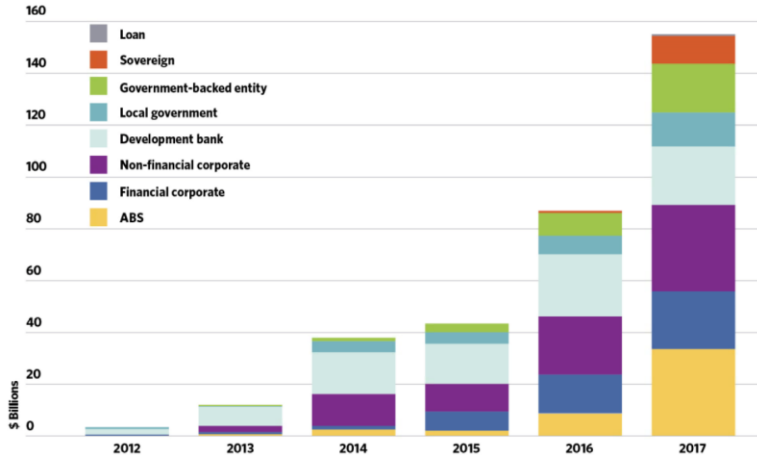
- ✓ GB発行支援を行う者の登録・公表、発行事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行う



グローバル市場におけるグリーンボンド

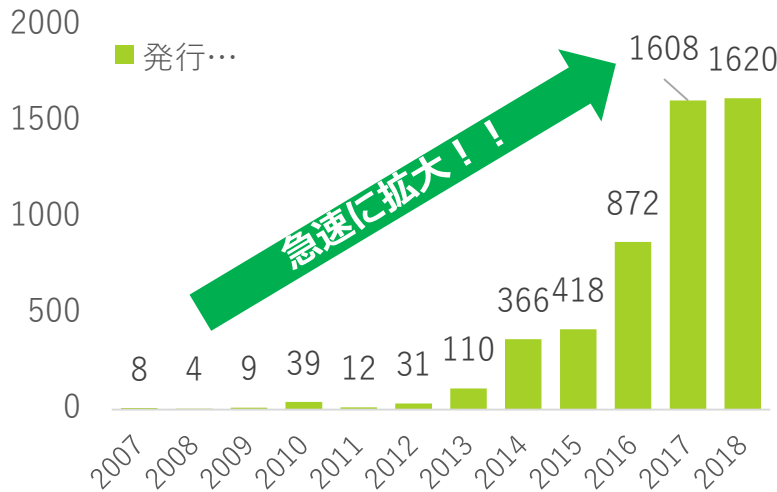
- 2018年のグローバル市場におけるグリーンボンドの発行額は、昨年対比横ばいでの着地となった。
- 米国や中国、EUが主要な発行国で、発行体や資金用途は多様化しつつある。

グローバル市場における発行体の割合推移



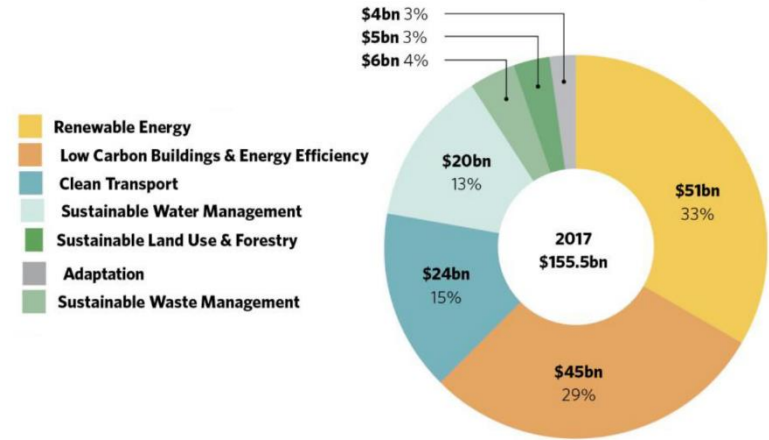
出典：Climate Bonds Initiative “Green Bonds Highlights 2017” より引用

世界のグリーンボンドの発行額の推移 (億米ドル)



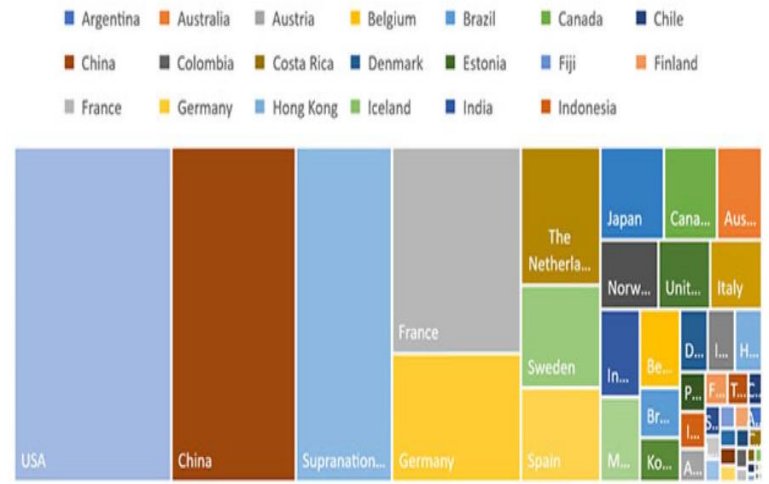
出典：Climate Bonds Initiative HPより環境省作成

世界の調達資金の充当対象別の発行実績



出典：Climate Bonds Initiative “Green Bonds Highlights 2017” より引用

グリーンボンド発行額上位国

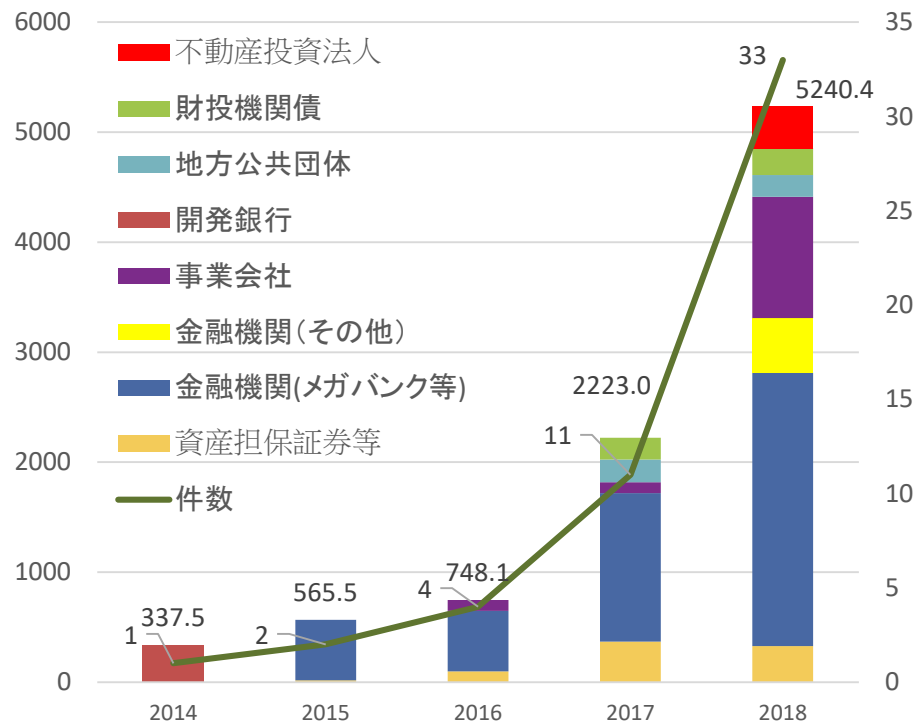


出典：Environmental Financeより環境省作成

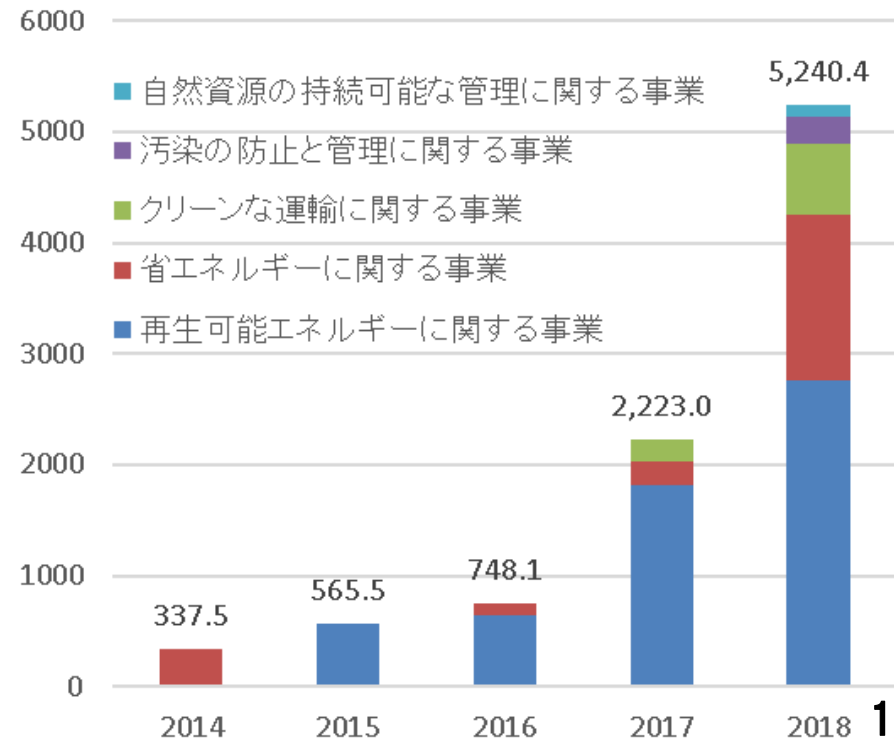
我が国におけるグリーンボンドの普及

- 我が国における2018年のグリーンボンドの発行実績は、**12月時点で件数32件、金額約5,200億円**と、**昨年対比件数では約3倍、金額は約2.5倍増加**した。
- 事業会社や不動産投資法人によるグリーンボンドの積極的なグリーンボンドの発行がみられたほか、メガバンク以外の金融機関によるグリーンボンド発行も目立った。
- 資金使途は再生可能エネルギーが中心であるが、省エネルギー事業や、クリーンな運輸を資金使途とするグリーンボンドの割合も増加しており、資金使途は多様化しつつある。

国内企業等によるグリーンボンドの発行数推移



グリーンボンドの主たる資金使途の構成推移

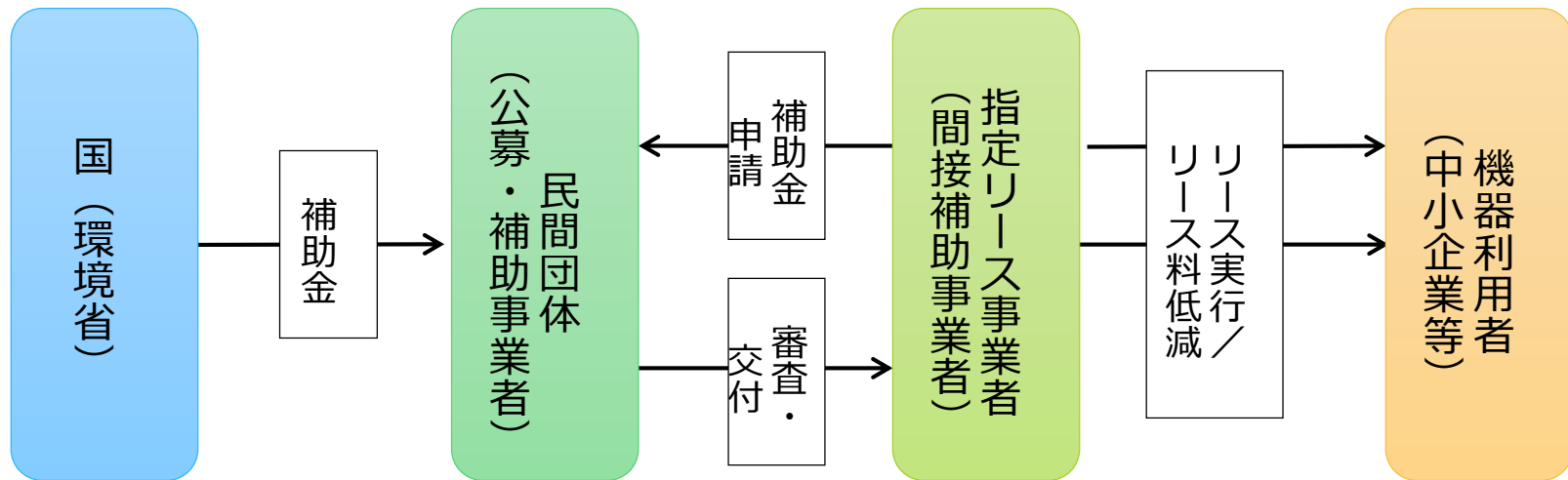


エコリース促進事業

- ◆ 低炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、低炭素機器の導入を加速させる。
- 中小企業や個人事業主等が、リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の2%から5%を指定リース事業者に助成（ただし東北3県に係るリース契約は10%）し、リース料の低減を行う（他に補助制度がある場合はどちらかを選択する。）。

※ 低炭素機器の例：太陽光パネル、発光ダイオード照明装置(LED)、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

事業イメージ



対象製品イメージ



地方公共団体及び地域金融機関に対する低炭素化プロジェクトの研修等事業 (キャパシティビルディング)

➤ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の推進に資するよう、金融面からサポートする体制・取組の促進、また、低炭素化プロジェクトへのキャパシティビルディングを図るため、以下を実施。

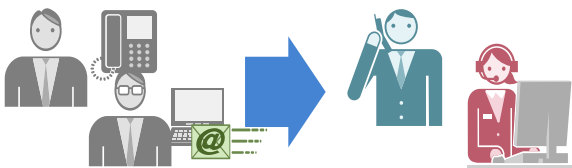
- ① 地方公共団体と地域金融機関との合同研修会の開催
- ② 相談窓口の設置
- ③ 金融機関向け手引きの作成（バイオマス発電等）及びメンテナンス（太陽光・風力・中小水力等）

地方公共団体と地域金融機関との合同研修会の開催



- ◆ 連携・相互交流の機会を提供するとともに、連携状況の異なる主体同士のコミュニケーションにより、課題の共有や連携促進効果を期待。また、地域の協議会発足に関して支援を行う。
- ◆ 講義に加え、グループ討議を含めたケーススタディを実施。

低炭素化プロジェクトに関する相談窓口の設置



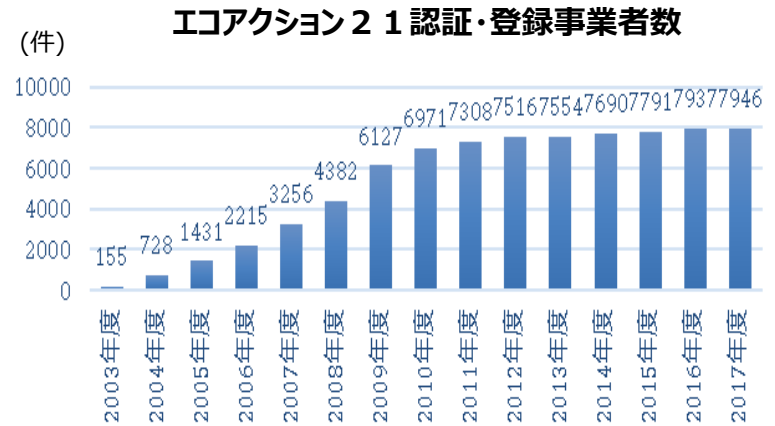
- ◆ 内容を勘案、対応担当者(複数名)を決定し、適切な手段でサポート。
- ◆ 成功事例を収集・分析し、横展開を図る。

金融機関向け手引きの作成(バイオマス発電等)及びメンテナンス(太陽光・風力・小中水力等)

- ◆ 上記で得られた知見を踏まえて作成された太陽光発電等の手引きを加筆・修正し、ブラッシュアップ。
- ◆ バイオマス発電（木質編、廃棄物・その他編）に関する手引きを新規作成し、シリーズ化完了予定。

エコアクション21

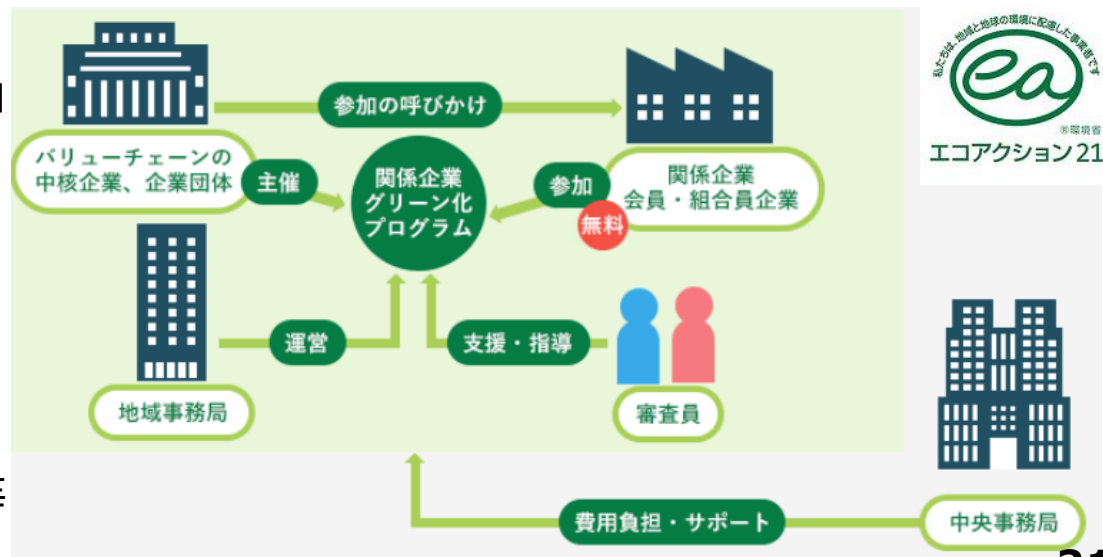
- ◆ 環境省では「エコアクション21（EA21）ガイドライン」を策定し、『事業者が環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持する』とともに、『社会との環境コミュニケーションを行うこと』を推進しています。
- ◆ EA21は、中小事業者でも容易かつ効果的・効率的にPDCAサイクルによる環境経営に取り組めることが特徴です。ガイドラインに基づく事業者の認証・登録制度を推進しています。



関係企業グリーン化プログラム

EA21を活用して、バリューチェーンでの環境への取組を推進したい大手企業、会員、組合員企業の環境対応力強化を図りたい企業団体向けのプログラムです。

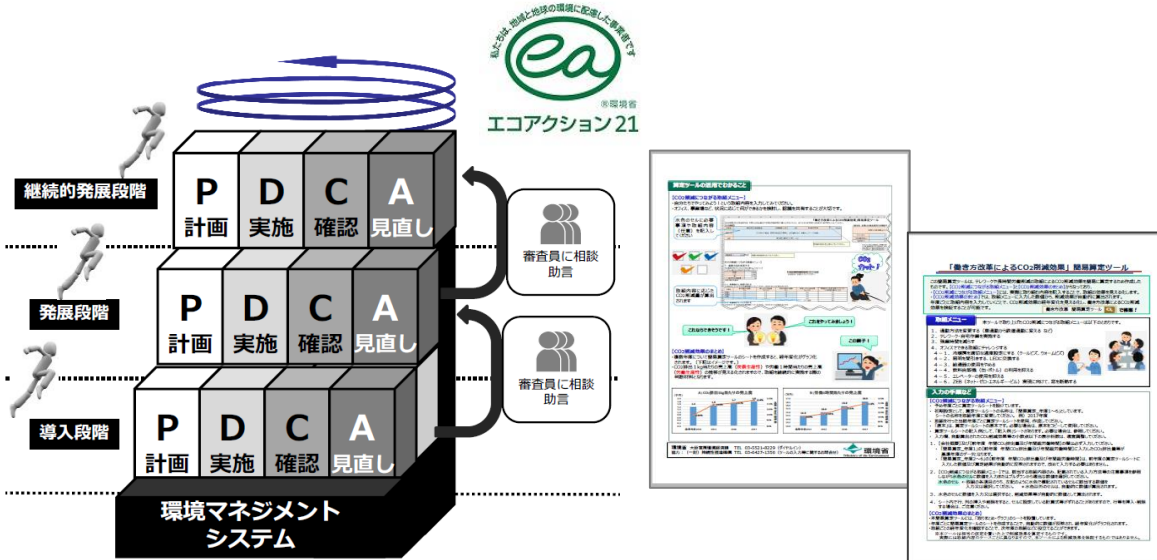
- 主体となる大手企業等が、関係企業等に参加を呼びかけ、「エコアクション21の塾」を開講（4～5回程度）します。
- 「塾」の運営・実施は、EA21の中央事務局・地域事務局・審査員が担当します。
- 「塾」では、EA21の構築・運用方法を一から丁寧に指導し、関係企業等のEA認証取得をサポートします。



- 環境問題の解決には、経済の主体である企業が、適切な経営者の関与の下、組織的かつ戦略的なPDCAサイクルを構築し、持続可能な環境経営を実践することが必要。また、環境経営は自社のビジネスリスクの低減や機会獲得に資する取組として見直され、経営戦略の一つの柱として据える動きが加速化。
- 大企業等は、環境マネジメントシステム（EMS）を導入し、環境経営の実効性を向上させているが、そのバリューチェーン先でもある多くの中小企業は、EMSの構築・運用ノウハウを十分に有しておらず、環境経営の導入が進んでいない結果、環境取組が一過性に終わり、環境改善が進まないという課題に直面している。

【中小企業への環境経営の普及促進事業 概要】

- ◆ エコアクション21ガイドライン2017年版、業種別ガイドラインの普及のための全国セミナーやシンポジウムを開催。
- ◆ 「働き方改革」とCO2削減等の両立を目指すツールを利用するなど2017年版ガイドラインの理念及びそれに統合的なSDG等の理解が深い審査員を増やすための取組の促進
- ◆ 大企業等のバリューチェーンでのエコアクション21の普及に向けた課題の整理



**中小企業でも着手しやすい
効果的なEMSの整備・普及
促進**

事業規模や業種・業態にかかわらず、**全ての企業が環境取組を実践**する社会経済を後押し

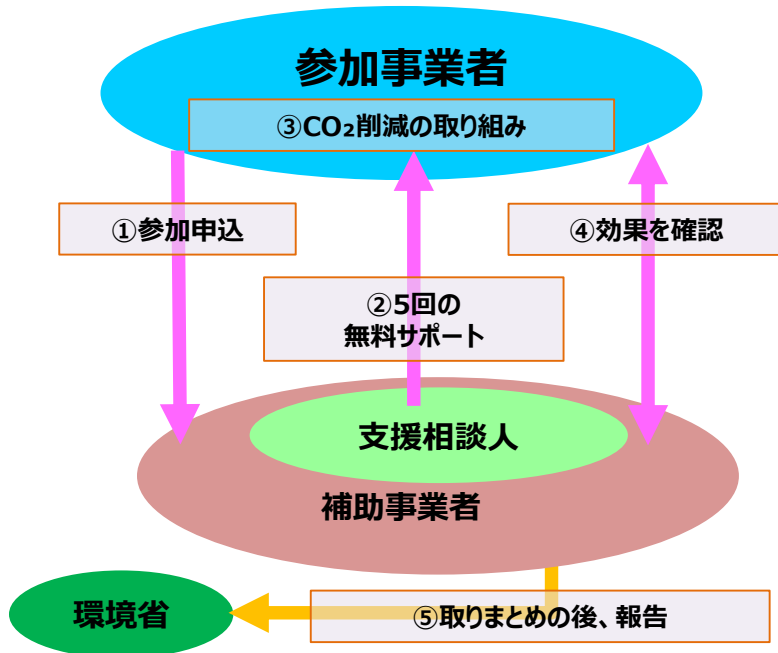
中小企業向け環境経営体制構築支援事業（Eco-CRIP事業）

- エコアクション21 CO₂削減プログラム（Eco-CRIP(Eco-Action21 CO2 Reduction Initiative Program)：エコクリップ）とは、エコアクション21ガイドラインを基礎に環境省が策定した「Eco-CRIPの手引き」の5つの段階を経ることで、中堅・中小事業者にも環境経営を無理なく実践できるよう設計したプログラム
- 環境経営専門家と協働しながら5つの段階に取り組むことで、省エネやCO₂及びコスト削減の他、環境マネジメントシステムの構築や社員の意識向上、本業での課題解決とチャンスの創出を目指す。

経営資源の乏しい中小事業者の場合、CO₂削減の体制作り、仕組み作りの方法が分からない
 →CO₂削減取組の効果が見えなく続かない。
 →全員参加の方法が分からない。

環境経営専門家と協働で取り組むことで、CO₂削減取組が経営層も関与した全社的取組に
 →CO₂削減取組の実効性向上、より意欲的な削減取組への動機づけ、より高度な環境経営システムの導入促進へ

【支援事業の枠組み】



【Eco-CRIPの取組による効果】

